

女性勤務医の出産・育児に関連した就労環境に関する要望

平成 21 年 5 月 山口県医師会女性医師参画推進部会

1. 妊娠中及び出産後における配慮

- (1) 産前 6 週間(多胎妊娠の場合は 14 週間)、産後 8 週間の休業取得の徹底(労働基準法 65 条)
- (2) 希望すれば妊娠中の当直・夜間呼び出しの免除(同 66 条)
- (3) 職場内における制度の周知

参考：労働基準法 (平成 9 年改正)

第 65 条

- ・ 使用者は、6 週間(多胎妊娠の場合にあつては、14 週間)以内に産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。
- ・ 使用者は、産後 8 週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後 6 週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。
使用者は、妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。

第 66 条

- ・ 妊産婦が請求した場合、使用者は週 40 時間労働の枠を超過したり、休日出勤、残業・深夜残業をさせることはできない。

第 19 条 解雇の禁止

- ・ 産前産後の休業中及びその後三十日間は、解雇してはならない。

2. 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境整備

- (1) 希望すれば、子が 1 歳到達までの育児休業保障。
3 ヶ月以降 1 歳到達までに復職する場合は当直・時間外呼び出しの免除または軽減。
(育児・介護休業法第 5 条)
- (2) 希望すれば、子が 1 歳到達以降も当直・時間外呼び出しを軽減(同 17 条、19 条)
- (3) 院内保育所および病児保育所設置への積極的な取り組み。院内保育所設置が不可能な場合は
院外保育所の確保。
- (4) 柔軟な勤務制度(短時間正規雇用制度、フレックスタイム制)などの採用(同 23 条)
- (5) 育児休暇取得や短時間正規勤務などを昇進に影響させない
- (6) 職場内での育児休業制度等の周知

参考：育児・介護休業法(平成 16 年改正、平成 17 年施行)

第 5 条 労働者は、子が 1 歳に達するまでの間、申し出ることにより、育児休業をすることができる。

(一定範囲の期間雇用者も対象となる。 *1)一定の場合*2、子が 1 歳 6 ヶ月に達するまでの間、育児休業をすることができる。

*1：申し出時点で次の ใดのいずれにも該当する雇用者

同一の雇用主に雇用された期間が 1 年以上

子が 1 歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること

*2：次の ใดのいずれかの事情がある場合

保育所に入所を希望しているが入所できない

子の養育を行っている配偶者で、1 歳以降、子を養育する予定であったものが死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合。

第 16 条の 2 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、一の年度において五労働日を限度として、負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うための休暇(以下この章において「子の看護休暇」という。)を取得することができる。

時間外労働の制限

第 17 条 事業主は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合には、1 か月 24 時間、1 年 150 時間を超える時間外労働をさせてはならない。

深夜業の制限

第 19 条 事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者であつて次の各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合においては、午後十時から午前五時までの間(以下この条において「深夜」という。)において労働させてはならない。(対象： 同一の雇用主に雇用された期間が 1 年以上)

勤務時間短縮等

第 23 条 事業主は 3 歳未満の子を養育するものについては勤務時間の短縮等の措置を講じなければならない。また、3 歳から小学校就学前の子を養育する労働者については、育児・介護休業の制度又は勤務時間の短縮等の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

平成 21 年 11 月 10 日追記

育児・介護休業法改正法案が 6 月 16 日、一部修正を経て衆院本会議で可決されました。
主な改正内容は、

- (1) 3 歳未満の子どもを持つ従業員への短時間勤務制度の導入・残業免除の義務化
- (2) 専業主婦(夫)を配偶者に持つ従業員への育児休業取得促進
- (3) 介護休暇制度の新設
- (4) 勧告に従わない企業名の公表

など。

施行は公布から 1 年以内、ただし(4)については 3 カ月以内に前倒し導入されるとしています。